

セーフ・フロム・ハーム  
ガイドブック

(稿本)



公益財団法人

**ボーイスカウト日本連盟**

SCOUT ASSOCIATION OF JAPAN

## 目次

はじめに .....	1
「セーフ・フロム・ハーム」とは .....	2
「セーフ・フロム・ハーム」の目指すもの .....	2
第1章 指導者としての取り組み .....	3
1. ガイドライン .....	3
2. 指導者の心構え .....	4
3. スカウトに向けて .....	4
4. SNS・ホームページ・個人情報の取り扱い .....	5
5. 「研修・ラーニング・登録」 .....	5
第2章 保護者・地域との協働 .....	6
第3章 組織的な取り組み .....	6
1. 団・隊における取り組み .....	6
2. 地区・県連盟の取り組み（研修会等の開催・問題発生への対応） .....	7
3. コミッショナーの関わり .....	7
4. 登録前研修 .....	7
第4章 セーフ・フロム・ハームに関わる問題の発生と対応 .....	7
1. スカウト同士における問題発生の場合と対応 .....	8
2. スカウトと指導者における問題発生と対処の事例 .....	11
3. 大人同士の問題 .....	13
4. SNSの危険性 .....	15
第5章 もしもの時の対応 .....	17
1. 対応の方法 .....	17
2. 解決の糸口（傾聴の態度と心構え） .....	19
3. 犯罪行為への対応 .....	20
4. 「相談窓口への相談・もしもの時」 .....	21
◆ 「セーフ・フロム・ハーム」をさらに、よく知るために ◆ .....	23
1. 「セーフ・フロム・ハーム」のはじまり .....	23
2. 外国連盟のセーフ・フロム・ハームの取り組み .....	25
3. セーフ・フロム・ハームとは .....	25
4. スカウト「思いやりの心を育む教育」の取り組み .....	29

### Note:

このガイドブックは、セーフ・フロム・ハームについて、「何をを目指すのか」「どのように考え、取り組むのか」を重点的に記述し、これまでの経緯や基本的な内容は巻末にまとめました。

## はじめに

「セーフ・フロム・ハーム」・安全委員会  
委員長 増田 秀夫

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟は、世界スカウト会議の決議に則り、セーフ・フロム・ハームを導入、周知、活用して、スカウト運動をより安全で安心して子弟を託すことのできる社会教育団体として成長させ、そのなかで「人格・品性教育」のツールともすべく積極的に推進しております。

スカウトの「ちかい」と「おきて」が共通理解されているという前提の下で、「思いやりの心を育む教育」として、生命を尊重する心、仲間と話し合って協力する心、モラルや正義感、さらに自然や美しいものに感動する心など、子どもたちの「生きる力」を、より安全な環境の中でのスカウト活動によって養っていきます。

少数の逸脱者に向けて禁止事項を並べ、運動全体に適用するようなルールはこのスカウト運動にふさわしいものとはいえません。いくら厳格なルールを作っても、それを扱う「人物」次第であり、つまりは人格の問題になります。

加えて、セーフ・フロム・ハームにおいては、理論ではなく行動そのものが重要であり、ルール化しすぎず、明確に規定する部分と、緩やかに心構えとする部分に分け、常に研究を重ねて、見直しや周知を徹底していくことが必要と考えております。

また、ルールを理解し守れるように、一人ひとりをケアするための仕組み（フォーラムや研修、学習広報資料）を作ることで、日常生活の全てが学びの場になり、また訓練の場になるよう考えています。

児童・青少年を含めた人間の尊厳の保護は、欧米では歴史や社会的背景があり、以前から慎重に展開されてきております。セーフ・フロム・ハームを推進するにあたり、イギリス連盟やアメリカ連盟、オーストラリア連盟の「チャイルドプロテクション」あるいは「ユースプロテクション」も参考にしつつ、日本の社会や学校の実情も勘案したうえで、日本におけるセーフ・フロム・ハームとして、先を見据えた内容としていく考えでおります。



## 「セーフ・フロム・ハーム」とは

スカウト活動において、自分自身と周りの人々を危害や危険から守ることを学ぶことが、セーフ・フロム・ハームです。様々な人を介しての危害や人への危害について、その予防と対処法を実践し、スカウトとして、また人として、してはいけないことを学び、スカウト活動での実践を目指します。それによって、「思いやりの心を育む教育」を展開します。

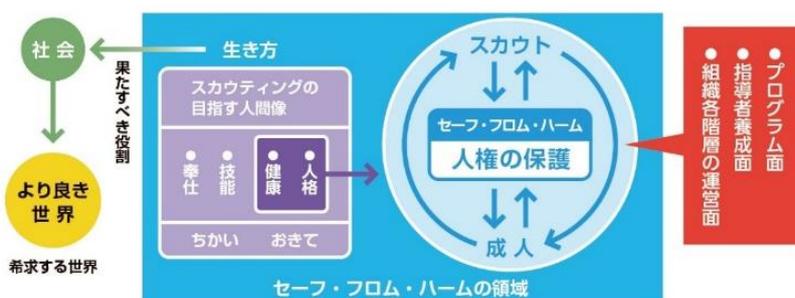
## 「セーフ・フロム・ハーム」の目指すもの

わたしたちは、セーフ・フロム・ハームの導入により、次の結果を目指します。

- ① ハーム（危害）のない活動環境を提供することで、スカウトの年代に適した安全で安心できる活動になります。
- ② スカウト活動の教育環境のレベルが向上し、危機管理や事故防止が的確に行えます。
- ③ 指導者は、セーフ・フロム・ハームを学ぶことにより、スカウトや保護者からの信頼が向上するとともに、指導者自身の意識の向上が図れます。
- ④ スカウト運動が、セーフ・フロム・ハームに取り組むことにより、地域社会からの信頼がさらに高まります。
- ⑤ 「相談窓口」の設置によりコンプライアンスの向上とともに、活動実態の可視化につながります。

そして、これを推進することにより、「スカウト運動の質の向上」を目指します。

## セーフ・フロム・ハーム概念図



良い方向にスカウトを導くためには、良い指導者が必要です。すなわち指導者の質は、スカウト教育の質につながります。

スカウト活動において、自分自身と周りの人々を危害や危険から守ることを学び、より安全で安心な活動の環境を築き、維持することがセーフ・フロム・ハームです。これにより、他の人々への「思いやりの心」をさらに育成、強化し、人格・品性を高めることは、スカウト運動の目的に合致します。

## 第1章 指導者としての取り組み

スカウトと指導者は、セーフ・フロム・ハームに取り組むことにより、他の人々への「思いやりの心」を育み、人格・品性を高めます。指導者はこれらを達成するために、スカウト活動を通して様々な事柄を提供しなければなりません。

特に指導者は、その責務としてセーフ・フロム・ハームに取り組まなければなりません。

この章では指導者として遵守しなければならないガイドラインを中心に、指導者として取り組むべき項目について説明します。

### 1. ガイドライン

セーフ・フロム・ハームではガイドラインで注意すべき事項と責務を定め、全ての指導者に対し遵守することを求めています。

ガイドラインの遵守は、スカウト運動の質を向上させ信頼を強めるだけでなく、自らの身を守り安全で安心できる活動を展開するためにも大変重要です。

#### <ガイドライン>

- ・ **全ての人の尊厳を尊重する。**  
個々の人間は、その多様な存在として尊重されなければなりません。スカウト活動に関わる人だけではなく、全ての人の尊厳を尊重することが求められます。
- ・ **全ての成人・青少年を平等に扱う。**  
人種、信条、性別、社会的身分、生まれ育ちなどによって差別してはなりません。ただし、それぞれが性別、能力、年齢、財産、職業などにおいて違いがあることを前提に、合理的な理由がある場合については違った取り扱い（必要に応じた支援など）を認めなければなりません。
- ・ **相手の嫌がることは、自分では善意であっても行わない。**  
相手にとっては嫌なことを知ることは大変難しいことです。自分では善意だと思っていたらなおさらです。まず相手を観察し、尊厳を尊重することが大切です。お互いにお互いを大切を守ろうとすることにより相手を傷つけるような事態は避けられるはずです。
- ・ **全ての人に対し、脅威を与えたり脅威を感じさせたりする言葉を遣わない。どのような悩みにも親身に相談にのり、対応する。**  
普段何気なく使用している言葉も相手にとっては脅威を与えたり感じさせたりする言葉かもしれません。過度に慎重になる必要はありませんが、今一度自分の言葉遣いに注意しましょう。相談にのり対応するときには、個人の尊厳を傷つけないよう十分に注意することが求められます。
- ・ **ウェブサイトは誰でも見られることを意識して内容を選ぶ。（個人情報、顔写真などは本人または保護者の許可なく投稿しない）**  
近年はウェブサイトを使用した情報発信が盛んに行われています。インターネットは大変便利なツールですが、使い方を誤ると個人の尊厳を深く傷つける恐れがあります。使用には細心の注意が必要です。

- ・活動中にスカウトの前での喫煙はしない。

活動中の喫煙はスカウトの目に触れないところで。また煙のにおい・受動喫煙などにも十分に注意する必要があります。

- ・スカウト活動中の飲酒をしない。

活動中の飲酒は絶対にしてはいけません。事件、事故などの緊急時に適切な判断や対応ができなくなります。活動中の飲酒は、行事の安全配慮に対する意識の低さ、あるいは気の緩みの現れととらえられ、活動に対する信用を失います。スカウトは「酔っぱらっている指導者なんか見たくない。」と思っています。キャンプ等の宿泊を伴う活動時は、就寝時間後も活動中にあたります。

## 2. 指導者の心構え

「指導者としての心構え＝自覚と責任」を持つことになります。指導者はスカウトの思いやりの心を育成する機会をスカウト活動の中で提供しなければなりません。同時に保護者、他の指導者そして地域社会から信頼されるような活動をしなければなりません。

指導者が心構えをしっかりと持ち活動することで、スカウト運動の「質」と「信頼性」が向上します。

「ちかい」と「おきて」の実践を基盤としてスカウトを育成する指導者は、自ら

- ・自分の言動は、スカウト運動の理念に反していないだろうか。
- ・自分の言動は、家族や友人に恥じることはないだろうか。
- ・自分の言動は、自分の良心に背いてはいないだろうか。

常にガイドラインの遵守をチェックして、スカウトの訓育、教育に携わる

指導者として上記のような心構えを持ち、スカウトの訓育、教育に携わる必要があります。「セーフ・フロム・ハーム」のスカウト活動での提供は、年代によって理解すべき内容や対処法が異なることを考慮し、各年代に応じた「セーフ・フロム・ハーム」を実施しなければなりません。

また「セーフ・フロム・ハーム」をより推進していくために、団内やラウンドテーブル等での指導者同士の共有、保護者等への理解促進、研修への参加などを積極的に行うことが求められます。

## 3. スカウトに向けて

ビーバースカウトやカブスカウトは活動の中で易しく理解できるセーフ・フロム・ハームに関するお話やゲームなどを作って活用する。

ボーイスカウト以上は班長会議等で議論すべき項目として取り入れ、スカウト自身に考える機会を設ける他、フォーラム等を実施する。

各行事（地区・県連盟等）の中で、セーフ・フロム・ハームについての学習や、考える時間等を設ける。

海外派遣等ではセーフ・フロム・ハームを事前に学ぶ機会を設ける。

#### 4. SNS・ホームページ・個人情報の取り扱い

近年のスカウト活動において、活動情報の共有や連絡、情報の発信などを目的として SNS (Facebook、twitter、Instagram、LINE、Skype etc.) やホームページの使用は欠かせないものになっています。日本連盟においても加盟員によるボーイスカウト活動へのインターネット・ホームページの活用を推奨しています。(ボーイスカウト日本連盟ホームページ掲載「ボーイスカウト関係のホームページ開設」)

これらは、大変便利である一方、個人情報の流出、また個人の尊厳を脅かす事態を引き起こす恐れがあります。

便利で身近なものですが、以下のような問題も含んでいますから、より一層慎重に利用するようにしましょう。

##### スカウト同士の場合

子ども同士の SNS によるトラブルが数多く報告されています。これらの問題はスカウト同士の中でも起こりうることです。さらにスカウト同士でのやりとりは指導者から見ることにはできません。事前にこれら活用に潜む危険性や利用方法について、確認しあうことが大切です。スカウト同士で考えさせる機会を設けることも有効です。

##### スカウトと指導者の場合

指導者からスカウトに対しての連絡手段として前述の SNS や E メールを利用することも多いかと思います。これらやりとりでも「セーフ・フロム・ハーム」の考え方をもとに1対1での連絡を極力しない(cc.の活用)などの配慮が必要です。

##### 指導者と保護者・指導者

保護者への連絡手段としても前述の SNS や E メールを利用することがあると思います。保護者に対して、指導者が意図する正確な情報を適切に伝えられえているか注意する必要があります。適切に伝えられないことが原因で双方に誤解を招く恐れがあります。

便利で多用するツールだからこそ、「セーフ・フロム・ハーム」の観点から一度考える機会を持つことが重要です。

#### 5. 「研修・ラーニング・登録」

##### 研修

各指導者は、セーフ・フロム・ハームについての理解を深めるため、各県連盟や日本連盟が主催する研修に、積極的に参加してください。

##### e ラーニングと登録

すべての指導者は、平成29年度の加盟登録から「セーフ・フロム・ハームEラーニング研修」を履修することが必要になります。

これは、すべての指導者に、セーフ・フロム・ハームについて、正しい知識を身に付けていただくためのものです。

## 第2章 保護者・地域との協働

ボーイスカウトは、安全で安心な環境で活動を行うために常に組織として努力しています。

保護者、地域社会は安全な環境を作り上げる当事者となり、スカウトを危害から守ることを確かなものにする重要なパートナーです。

### (1) 指導者は

保護者の方々に対して、常日頃からスカウト活動の方針様子を十分に伝える努力をします。例えば、スカウト運動の目的・原理・方法を分かりやすく説明したり、班長や次長の役割等を保護者会で説明します。また、宿泊を伴うプログラムにおいて、部屋数が少なく指導者とスカウトが同室にならざるをえない場合、男女別、複数の指導者が対応することなどを十分に保護者に説明し了解を得ることも必要です。

指導者は、良好なコミュニケーションをもって、保護者の理解を十分に得るようにしてください。

### (2) 保護者は

スカウトに対して、深い愛情と信頼をもとに、いじめ、虐待を許さない心や態度をスカウトたちに身をもって教えてください。子どもたちの発するいじめのサインを見抜く目を持ちましょう。親子の会話や共に汗を流すなど、ふれあいの機会を増やしましょう。そして子どもが安心してなんでも話せる家庭を築きましょう。

### (3) 地域社会は

スカウトや子どもたちを守るためのよりどころであり、また子どもたちと絆を結ぶ場所です。近隣住民との声掛けの習慣づけ（おはようございます、こんにちは、などの挨拶習慣）、地域社会での見守り、関係機関との連携と相互の情報提供など、人と人との結びつきを大切し、協力し、信頼できる地域ぐるみの環境作りも大切です。

## 第3章 組織的な取り組み

ボーイスカウト運動では、スカウトを直接指導する隊の指導者だけでなく、団の運営を行う指導者、地域ごとに団活動の支援を行う地区、県内全体のスカウト活動の支援を行う県連盟等、多くの関係者が組織的な取り組みを実施してその活動を支えています。ここではセーフ・フロム・ハームを支えるために各組織がどのような取り組みを行うのかを説明します。

### 1. 団・隊における取り組み

#### 団内意識の統一

団内のすべての指導者が、セーフ・フロム・ハームのガイドラインを遵守することと、指導者がそれぞれ連携してセーフ・フロム・ハームに取り組むために団内で十分な意識の統一が必要です。

#### 団、隊内での情報共有

スカウトや保護者、指導者が、活動の状況、スカウト・保護者の様子、集会に欠席したスカウトの把握、各指導者の言動などについて、十分な情報共有を行うこと

で、さまざまな危害（ハーム）に対しての抑止や、万一実際に危害が及んでしまったときの、速やかな対応につながります。

### 保護者への理解促進のための説明会実施

セーフ・フロム・ハームの取り組みを保護者に正しく理解していただき、家庭やスカウト活動などで積極的に協力をしていただくことを目的として、保護者対象の説明会を実施します。

### 新しい指導者に対する研修会の実施

新たに指導者として協力いただく方に対して、団内でセーフ・フロム・ハームについての説明会・研修会を行い、その趣旨に賛同していただいて、eラーニングによる「セーフ・フロム・ハーム研修」を履修していただくことを促します。

## 2. 地区・県連盟の取り組み（研修会等の開催・問題発生への対応）

各県連盟または地区では、すべての指導者がセーフ・フロム・ハームのガイドラインを遵守することを目的に、セーフ・フロム・ハームの研修会を実施し、指導者の資質の向上に努めます。また、各スカウト活動でセーフ・フロム・ハームの問題が発生していないか、発生している場合に早急に解決できるように、ラウンドテーブルを通じての情報共有やさまざまな検討を行う場を設けます。

## 3. コミッショナーの関わり

隊や団内で相談できない内容のセーフ・フロム・ハームの問題は、各地区、県連盟のコミッショナーに相談ができます。コミッショナーは団訪問、隊訪問等を通じての隊・団指導者との積極的なコミュニケーションをとっており、セーフ・フロム・ハームの問題に対し積極的に解決のための支援を行ってくれます。

## 4. 登録前研修

すべての指導者は、平成29年度の加盟員登録から、eラーニングによって「セーフ・フロム・ハーム研修」を履修することが必要になります。登録審査時にこの研修を修了していることが確認されます。

## 第4章 セーフ・フロム・ハームに関わる問題の発生と対応

セーフ・フロム・ハームに関わる問題は、様々な状況で異なった形で発生するものです。それは家庭、スカウト活動中、学校、地域、インターネット上などにおいて起こります。いじめ・虐待は、子どもたちが時間を過ごすところで起きます。

また、問題は、スカウト同士、スカウトと指導者、さらに、指導者同士および保護者との関係の間で起こります。

いずれの場合にも、相手への思いやりや、相手の気持ちを理解することが大切です。

以下では、事例に沿って、セーフ・フロム・ハームに関わる問題とその対応を考えてみましょう。

なお、以下の事例は具体的なイメージのために想定したものであり、実際の事例ではありません。

## 1. スカウト同士における問題発生場面と対応

### 事例 1

ある隊のキャンプ中の出来事です。A隊長のところにBスカウトがやってきて、「Cくんがいじめられています」と報告してくれました。A隊長は、どのように対応すべきでしょうか。

### 【対応の考え方】

#### (1) 「いじめ」とは

「いじめ」とは、ある子どもに対して、一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめが起きると、被害を受けている子どもに深刻な苦痛を与え、尊厳を損ない、心身の健全な発達を阻害してしまいます。

いじめの態様は、殴る、蹴る、物をぶつける等の身体的苦痛を伴うもののほか、相手の嫌がる言葉をあびせる、仲間はずれにする、無視する等の精神的苦痛を伴うもの、金品を要求する、万引き等の犯罪を強要する等があります。

#### (2) 「いじめ」の特質

いじめが発生している場合でも、被害を受けている子どもは、大人に対して被害のことを話しにくいことがあります。これは、いじめを受けるのは自分が悪いからだと考えていたり、いじめを大人に告げることによる報復を危惧したり、親が心配することを避けたいと考えたり、いじめを受けていることに恥ずかしい気持ちがあったり、いじめによって萎縮してしまって被害申告をする勇気を持たなかったりと、いろいろな理由が考えられます。こうした被害申告のしにくさが、いじめ問題の発見を難しくしています。

#### (3) いじめの発見方法

いじめの被害を受けている子どもが、いじめを隠そうとして取り繕っている場合でも、いじめのサインが出ていることがあります。

例えば、笑顔が見られなくなる、視線をそらすようになる、1人であることが多くなる、ある子どもの発言や動作に冷やかし言葉や嘲笑が起こる、衣服が汚れている、持ち物がなくなる、活動に来なくなる等の状況があれば、いじめが起きている可能性があります。

普段の活動の中で、スカウトの人間関係や個々のスカウトの表情、行動、言動を観察することで、こうしたサインを見逃さないようにしましょう。観察した結果を記録したり、スカウトの様子を観察する役割の指導者を置くなどの方法をとることも考えられます。

以下の事例は、「いじめ」か「いじめ」でないのかの判断がつきにくいものですが、指導者としての適切な観察眼があれば防止できた事例と思われれます。

B君はおとなしくひょうきんな子です。班長や周りのスカウトたちから無理な仕事を言われても、にこにこ笑ってやっています。ボクシングのようにパンチをされても、「痛いな」というだけでやり返しません。B君は「自分の性格」だと思っていて誰にも言いませんでしたが、だんだんエスカレートし、パンチで歯が折れたり、辛い思いをするようになり、母親に相談しました。今となっては、もっと早く言えばよかったと思っています。

このような場合、果たして「いじめ」なのか否か指導者が直ちに判断できにくいこともあります。しかし、B君の顔の表情・態度・瞳孔などをよく観察すると必ず拒絶したいサインが見て取れるはずです。それを見過ごさないような指導者になりたいものです。

#### (4) いじめへの対処

いじめがある場合、まず、事実関係の把握が必要です。当事者からの聴き取りの方法は「第5章」以下を参照してください。特に被害者からの申告がある場合、被害者は勇気を振り絞って声を上げていることを理解し、指導者は真剣に向き合って傾聴してください。

いじている子どもは、冗談や悪ふざけだと考えて、「いじめ」であることを認識していない場合があります。また、被害を受けている子に問題がある（動作が遅れる、うまくできない）ので、悪いのは被害を受けている子であり、自分は悪くないなどと考えている場合があります。

このような状態のまま、いじている子どもに形式的な謝罪をさせても、根本的な解決にはなりません。「被害を受けた子がどのように感じたのか」、「なぜそんな風感じたのか」、「自分が逆の立場に置かれるとどうか」ということを考えて、被害を受けた子のつらさや苦しみを、いじている子にしっかりと理解させる必要があるのです。

そして、ダメなことはダメ、やっていけないことは絶対いけないと教えることが必要です。

もっとも、いじている子は、自分なりの言い分をもっていることがありますので、いじている子の考えもきちんと傾聴し、そのうえで、誤りを指摘する必要があります。いじている子の言い分をきかないまま、一方的に「あなたが悪い」と評価を押し付けると、その子が反発し、相手の気持ちを理解するせっかくの機会を失うことになりかねませんので注意しましょう。

事実関係の確認方法として、当事者以外の子どもに「いつ、どこで、誰と誰が、何をしてたか」について、アンケートをとることも有効です。

「いじめ」には、いじめられる子といじめる子、そしてそれを周りで見ている子がいます。周りで見ている子は、「自分もいじめられたら困る」等と考えて、関わらないようにしていることがあります。しかしながら、周りで見て見ぬふりをすることは、いじめられている側から見ると、いじめに同調しているように見えます。

周りで見ている子には、いじめは他人事<sup>ひとごと</sup>ではないことを教え、いじめを知らせる勇気を持たせることが大切です。

#### (5) 指導へのヒント

日頃の活動の中で、いじめについて考える機会を持ち、いじめが絶対に許されないことを指導しましょう。考える機会を持つことで、いじめを許さないという雰囲気<sup>きふき</sup>が生まれてきます。

また、いじめを防ぐために大切なことは、お互いの違いや良さを認め合い、相手を思いやる心を育むことです。相手の立場や「相手がどう思うか」について、思いを寄せることができるスカウトになるよう指導していきましょう。

### 事例 2

カブスカウト隊のある日の活動でドッジボール大会を行いました。1組と2組でドッジボールをしています。1組のA君が2組のB君の顔をめがけて、強い力でボールを投げたところ、B君の顔にボールが当たり、ケガをさせてしまいました。B君は、A君がわざと顔に当てたと言い、A君はそれを否定しています。

## 【対応の考え方】

### (1) 受け止め方の違い

この事例は、見る人によっては、「いじめ」であると考えないかもしれません。しかしながら、誰が見てもいじめだと思えるような、暴力的なもの、過激なものだけがいじめではなく、その行為や言動の対象になっている子どもにとって苦痛を伴うものであれば「いじめ」なのです。

そのため、同じことをされた場合でも、された人の個性や考え方、性格、その行為をした人とされた人の人間関係などによって、いじめになったり、いじめにならなかったりするのです。相手を傷つけるつもりがない行為でも、受け手によっては、深く傷ついてしまうことがあるということを理解しておく必要があります。

冗談や悪ふざけのつもりでの行為でも、相手にどのように伝わるか、相手がどのように感じるかということを考えなければなりません。そして、相手がどのように感じるかを予想するためには、日頃の活動を通じて、相手の個性や考え方を知っておくことが大切になります。

### (2) 指導者へのヒント

一方的にA君を叱るのではなく、A君がそのようなことをした経緯を確認しましょう。

そのうえで、A君には故意に顔を狙ってはいけないことを指導し、B君にケガをさせたことについて謝罪するように指導しましょう。

B君には、自ら危険なボールが来たら回避できる能力・体力をつけるように指導しましょう。

### 事例 3

特定のスカウトに対し、その他のスカウトが集団で無視して活動の中からはじき出す行為が行われている。連絡網等での情報が伝達されないため、活動に参加できなくなっていました。

## 【対応と考え方】

### (1) 無視（ネグレクト）の特性

無視（ネグレクト）は、いじめの態様の一つです。無視は、いじめている側からの暴力や、言動などはありませんが、多数の者から無視されることは、いじめられている子にとって存在価値の否定となり、非常につらく、尊厳を著しく害されることになります。

## (2) 指導者へのヒント

無視もいじめの態様の一つですので、いじめへの対応をとっていくこととなります。集団から無視されることのつらさを理解させ、そのような行為に加担しないように指導する必要があります。

## 2. スカウトと指導者における問題発生と対処の事例

### 事例 1

スカウト活動中、ロープワークの指示が出ていたが、遊んでいてその班だけ時間になっても出来なかった。B副長は注意として班全員を砂利の上に正座させました。

### 【対応と考え方】

#### (1) 体罰の絶対禁止

体罰は絶対禁止です。体罰は、暴行罪（刑法208条）、傷害罪（刑法204条）などの犯罪にあたります。わが国の学校制度について定める学校教育法11条には、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは…児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」として、体罰の禁止を定めています。教育の専門職でも体罰は禁止されているのです。

体罰は、殴る・蹴るなどの暴力行為のほか、正座・直立、走らせるなどによって、子どもに極端な肉体的苦痛を与える行為などが含まれます。

体罰という暴力、圧迫によって子どもと接することは、子どもに対して肉体的にも精神的にも深く傷つけることになり、子どもの尊厳を著しく損ねてしまいます。また、体罰を受けた子どもは、大人に対する不信を持つようになるほか、指導者が体罰を行うと、子どもに「力による支配が許される」という誤った認識を与えてしまいます。体罰による指導では、相手を思いやるという気持ちを育むことはできません。

「自分が子どもの頃は体罰を受けた」、「あの子は口頭での注意だけではわからない」という発想は間違いです。子どもは、体罰をする大人に対して、表面上は従いますが、心を開くことはありません。体罰よりも、指導者の深い愛情に基づく真摯な説得の方が効果的だと考えられます。

#### (2) 懲戒権行使の限界

体罰は絶対的に禁止されますが、体罰に至らないならば、指導者が問題行動を起こした子どもに対して、指導やしつけ（「懲戒」といいます。）をすることは許容されると考えられます。

裁判例では、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮の下に行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」（浦和地裁昭和60年2月22日判決）としたものがあります。

しかし、絶対的に禁止である体罰と許容される懲戒の線引きは、非常に困難な問題です。文部科学省の懲戒・体罰に関する考え方（平成19年2月5日付通知別紙）によると、指導者の行為が体罰にあたるかどうかは、対象になった子どもの年齢、

健康、身体の発達状況、その行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々に判断する必要があり、特に児童生徒1人1人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要であるとされています。

過去の裁判例のなかには、口頭で何度も注意して聞かなかった中学生を、出席簿で叩いた事例や、他の生徒を蹴飛ばしたりすることを繰り返した小学2年生に対して、胸元をつかんで壁に押し当て、大声で注意した事例等において体罰にあたらなしいとしたものがありますが、ごく稀なケースです。

セーフ・フロム・ハームの観点からすれば、法的に許容される範囲であったとしても、有形力の行使は避けなければなりません。子どもを1人の人間として尊重し、向き合っていれば、あえて力でねじ伏せるということは起こらないはずで

### (3) 体罰が疑われる場合

活動中に体罰と疑われる状況があった場合、直ちに、事実関係を調査し、保護者に対して、事実を報告し、謝罪すべきでしょう。子どものケアを最優先し、事案の程度に応じて、後述の対応をしてください。

### (4) 体罰を防ぐために

安易に「愛の鞭なら許される」等と考えてはいけません。隊や団で、体罰が許されないという認識を共有しましょう。

指導者の指導力不足や支援がないために指導者が孤立してストレスを抱えること等によって、体罰に及んでしまうことがあります。こうした原因を除去し、隊や団内でスカウトの指導方法についての勉強会を行う等して体罰の起こらない環境を作っていきましょう。

### (5) 指導者へのヒント

指導者としては、体罰は絶対やってはいけないことをB副長に対し、厳重に注意することが必要です。「カッとなったら6秒待つ」というアンガーマネジメントを意識した行動が求められます。

スカウトへの指導としては、「なぜ、注意されたのか。」、「どのように行動すればよかったか。」を班内で考えさせる方法が考えられます。班長への注意喚起をしましょう。

#### 事例2

C副長は動作の遅いA君に「なんで君はみんなと一緒にできないのだ」と口癖のように言い、他のスカウトへは「あいつはしょうがないから、ほっとけ」と言いました。

### 【対応の考え方】

#### (1) 心理的な虐待

子どもに対する有形力の行使がなくても、大人が子どもに対し、威圧的に接したり、非常に批判的な態度や拒絶的な態度をとったり、無視したり、差別的な扱いをすることは、心理的な虐待となります。子供に対して手を挙げた場合だけが虐待になるわけではありません。

## (2) スカウトと指導者の立場の違い

スカウトにとって指導者は、スカウト活動にとどまらない人生の師にあたります。そのような立場にある指導者から、暴力的な言葉や批判的な言葉を投げかけられた場合、スカウトは非常に傷ついてしまいます。

何気なくあるいは悪気のない言葉でも、子ども同士の言葉とは重みが違っており、相手を傷つけてしまうことや、指導者による特定の子どもに対する発言がいじめの原因になることを理解する必要があります。

## (3) 指導者へのヒント

C副長は、A君に対する批判的な発言を繰り返していることから、A君に対する心理的虐待を行っています。また、C副長が他のスカウトに対して「あいつはしょうがないから、ほっとけ」と言ったことが、A君に対するいじめの原因にもなりかねません。このような言動は許されません。

C副長の言動を適切に謝罪し、C副長を指導するほか、場合によってはC副長がA君と接触することがない役務につかせることも必要になります。

## (4) 特別な配慮が必要なスカウトの場合

障がいのあるスカウトに対する配慮は、ややもすると周りのスカウトたちには理解されないことがあります。

しかしながら、障がいのあるスカウトに対し、必要な配慮をすることは、他のスカウトに対する差別扱いではありません。スカウトや保護者との間で障がいについて学ぶ機会を設け、配慮が必要であることをしっかりと伝える必要があります。そして、相手の立場を理解して、支え合える活動ができるように指導していきましょう。

なお、障害のあるスカウトやその保護者が、障がいのあることを知られたくないと考えている場合には、個性の問題として学びの機会を設定するなどの配慮をする方法があります。

## 3. 大人同士の問題

### 事例 1

A副長は来月予定のプログラムの担当になりました。経験が浅いので準備状況がよくわかりません。他の指導者は協力すると言ってくれていましたが何の連絡もありません。

自分なりの計画を作成しましたが、隊長から「これじゃあ、だめだ」との一言です。せっかく指導者となったのに熱意も情熱も冷めてしまいました。

### 【対応と考え方】

#### 1. 適切な支援をすること

これまで経験がなかった方に対し、新たに隊指導者、地区役員などの重要な役割をお願いすることがあります。その際、過度の責任・役割の押し付けや誰もフォローしない状態になると、十分な対応ができず、活動の質が低下することになってしまいます。場合によっては活動の安全性が確保されないことになりかねません。

また、適切な支援がなければ、指導者が孤立し、ストレスを抱え、熱意を失ってしまうこととなります。こうした事態を避けるためには、適切な支援が不可欠です。

積極的に適切な支援によって、より良い活動を作り上げていきましょう。

#### 事例 2

B女性副長は男性副長から、スカウトへの指示が否定され、スカウト経験がないことへの嫌味、からかいに我慢できなくなり悩んでいます。隊長からの話しかけもなくむしろ批判されます。活動への幻滅を感じ、辞めたいと申し出がありました。

#### 【対応と考え方】

指導者間において、性別等を理由として、その人の発言を軽視する等、不合理な対応が行われていないでしょうか。すべての人の尊厳を尊重するということは、事例のB副長が置かれているような状態を生じさせないということです。

#### 事例 3

カブ隊のC君のお母さんは、とても教育熱心ですが、自分の子供中心に物事を考える人です。

A君から集会の様子を聞き、「A副長の教え方が悪いからできなかった」とか、「B君と一緒にゲームに勝てなかった」と毎回のように些細なことでクレームが来ます。

挙句に、「B君と別の組にしてほしい」「A副長は指導が悪いから辞めさせてほしい」と言い、隊長は困っています。

#### 【対応と考え方】

保護者とのコミュニケーションをうまくとるようにしてください。

保護者に、スカウト活動の教育方法等を十分に理解してもらうことが必要です。育成会（保護者会）との協働でスカウト活動が行われていることを理解していただくようにしてください。

#### 事例 4

夏の隊キャンプでのことです。夜、参加の保護者から勧められるまま指導者が飲酒し、飲酒は深夜まで続きました。スカウトたちはなかなか眠れなかったようです。他の隊指導者は制止することが出来ませんでした。

#### 【対応と考え方】

スカウト活動中の飲酒は厳禁です。また、保護者とのコミュニケーションの必要があったとしても、また、アルコールが無い場合でも節度ある時間で終わらせるべきです。大人だけの懇親会は別途行えばよいはずで。

## 4. SNSの危険性

### 事例1

A君たちは、仲間で集まることになり、SNSを使って連絡を取り合うことになりました。A君は、B君に対して、交通手段を聞くつもりで「Bは何で行くの？」とSNSに投稿しました。ところが、B君は、「Bは何で行くの？」という投稿で交通手段を聞かれているとは思わず、「B君はなぜ参加するのか？」とA君がB君の参加を拒んでいるように受け取りました。

### 【対応と考え方】

#### (1) 誤解を生じやすいこと

電子メールやSNSでのやり取りは、相手に、主に文字を使って伝えることになり、文字でのやり取りの場合は、相手の表情が見えないことから、相手に誤解を与えやすくなっています。

電子メールやSNSの利用時には、対面している相手と話をする場合以上に、「受け手がどのように感じるのか」をよく考えて送信する必要があります。誤解を生じる文言の送信は、トラブルの原因となります。

文章を発信する前に、誤解を生じる表現になっていないかを考えて、読み返すように指導しましょう。

### 事例2

A君は冗談のつもりでB君の悪口をSNS上に書き込みました。B君には見られない設定にしていたのですが、他の友達がそれをコピーして書き込みをしたことで、結局B君にもその悪口が伝わりました。

### 【対応と考え方】

#### (1) 情報が拡散しやすいこと

インターネット上の情報は、簡単にコピーや引用をすることができます。そのため、SNSに書き込んだ情報が、意図しない相手まで届いてしまうことがあります。

SNSを友達限定で公開していた場合でも、受信した人が引用したりコピーすることによって、意図しない相手に届く可能性があります。

また、インターネット上の情報は、拡散しやすく、多くの人の目に触れてしまう可能性があります。

#### (2) 被害が拡大しやすいこと

インターネット上の情報は、拡散しやすいことから、悪口などの情報が書き込まれた場合、その情報が多くの人の目に触れやすくなっています。そして、書き込まれた情報を多くの人が見てしまうことによって、悪口を書き込まれた人の苦痛が大きくなります。

一度インターネット上に流れしてしまった情報は、コピーや引用によって拡散してしまうため、完全に消去することができず、被害が続いてしまうことがあります。

また、インターネットを用いた悪口は、対面している相手に告げる場合よりもエスカレートしやすく、相手を傷つけやすい内容になりやすいといえます。他の人が

悪口に同調していくようなことがあれば、いじめに発展します。

### (3) 犯罪にあたる場合があること

故意に特定人を誹謗中傷する投稿や発言をした場合はもちろん、たとえ冗談のつもりで行ったことであっても、悪口の内容によっては、名誉棄損罪（刑法230条）、侮辱罪（刑法231条）等の犯罪にあたる場合があります。

名誉棄損罪は、多数の人の目に触れる状態で、事実を摘示し、他人の評価を害するような発言や書き込みをした場合に、侮辱罪は、事実の摘示をしなくても、不特定又は多数人に知れる状態で人を侮辱する場合に成立します。

### (4) SNS等でのいじめ

SNSなど、インターネット上でのいじめは、エスカレートしやすく、24時間絶え間なく誹謗中傷を行うことができ、短期間でも深刻な状態になり得ます。また、指導者や保護者の見えない所で行われるため、大人がいじめの事実を把握することが非常に困難です。

SNS等でのいじめがあった場合の対応としては、書き込み内容をプリントアウト、画面を写真撮影する等して保存し、発信者情報や掲示板等のURLを控えること、掲示板等の管理者やプロバイダーへの削除依頼等を行うと共に、通常のにじめに対する対応をとっていくこととなります。

また、匿名での誹謗中傷をする怪文書などもSNS等のいじめと同様の問題があります。

### (5) 対応策

書き込んだ内容を読んで、相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。

また、情報が拡散しやすいこと、被害が拡大しやすいこと等、インターネットの特性を理解するように指導するようにしましょう。

#### 事例3

A君は親友と撮った写真がとてもうまく撮れたため、SNSに投稿しました。その際、SNSに自分の名前なども一緒に書いてしまいました。数日後、A君は自分の写真が画像掲示板に出ていると聞き、確認するとA君の写真が掲載されていました。しかも本当でないことや自宅の電話番号までも書き込まれていました。

#### 【対応と考え方】

##### (1) 個人情報流出の防止

SNS等に安易に個人情報を掲載すると、個人情報を悪用することを考えている第三者に利用されてしまう危険があります。したがって、個人を特定できるような情報は掲載しないようにしましょう（但し、本人の同意がある場合は除く）。

また、SNS等をきっかけとして性犯罪被害や詐欺被害に遭うリスクがあります。知らない相手と連絡を取らないこと、友達検索機能を限定する設定にすること、迷惑メールに返信しないこと、位置情報機能を解除すること等が必要となります。

万一、トラブルに遭ったら警察庁インターネット安心・安全相談 (<https://www.npa.go.jp/cybersafety/>) などに連絡しましょう。

## (2) 写真等をホームページへ掲載する際の注意

ホームページや団・隊のフェイスブックページなどに、活動の様子を掲載することがあります。もっとも、活動の写真に掲載する場合には、プライバシー権や肖像権への配慮が必要になります。

団や隊のホームページに写真が掲載されることについて、被写体であるスカウトや指導者からは、推定的同意があると評価できる場合も多いと考えられますが、あらかじめ文書（同意書・承諾書など）で保護者や指導者から同意を得ておくとういでしょう。

文書には、利用目的や利用方法を明示しておき、写真の掲載を望まない方については、その意向は尊重するようにしましょう。写真の掲載を望まない方については、団・隊で情報を共有し、誤って掲載することがないようにしましょう。

また、ホームページに掲載する写真や文書では、悪意ある第三者による利用を防ぐため、不用意・不必要に個人名等の個人情報を出さないようにし、名札の名前が読める写真は加工する等の配慮をするとよいでしょう。

## 第5章 もしもの時の対応

日々のスカウト活動の中では、セーフ・フロム・ハームに取り組むことで、スカウトが危害を受けるリスクを減らし、さらに安全で安心できる活動を展開できることになります。そして、セーフ・フロム・ハームに取り組むことによって、「危害が未然に回避される」ことこそが最も望ましい状態といえます。

しかしながら、いろいろな問題になる事象が生じることも想定されます。

この章では、セーフ・フロム・ハームに関わる問題が実際に生じたとき、どのように対応すればよいのかについて解説します。

### 1. 対応の方法

セーフ・フロム・ハームに関わる問題への対応方法として、実際には、個別の問題に即した適切な対応が必要となりますが、まずは、基本的な対応方法を押さえておきましょう。

#### (1) 対応の基本

##### ① 安全の確保

- ・ 生命・身体への危険がある場合は、その危険を除去してください。
- ・ 必要な手当てを行い、状況の悪化を防止します。

##### ② 正確な情報の把握

- ・ 不正確な情報に基づいて対応すると、状況を悪化させてしまいます。適切な対応をするためには、まず、正確な情報を把握する必要があります。
- ・ 事実の経過をメモ、写真撮影、録音・録画等によって記録に残すと共に、客観的な証拠の収集を行きましょう。
- ・ 問題によっては、当事者や関係者からの聴き取りを行うべき場合があります。例えば、目撃情報については、直接目撃したのか、人から聞いた話なのか、よく見える状態だったのか等を確認し、正確に記録するようにしましょう。

### ③ 迅速な対応

- ・ 対応の遅れが、事態の複雑化、損害の拡大、感情対立の増幅などを生じさせ、取り返しのつかない事態を招いてしまいます。早期の対応で問題の深刻化を防ぎましょう。

### ④ 誠実な対応（謝罪）

- ・ 被害者に寄り添った対応を行いましょ。う。
- ・ 不誠実な対応は、被害者にさらなる苦痛（二次被害）を及ぼしてしまいます。
- ・ 誠実に対応しなければ、関係の修復・改善が困難になってしまいます。

### ⑤ 説明責任を果たす

- ・ 事実の経過や対応等の情報を適切に開示します。
- ・ 情報の隠匿や虚偽説明は、信頼関係を破壊してしまいます。
- ・ 説明責任を果たさなければ、当事者や関係者、保護者、支援者、社会からの理解を得ることができません。

### ⑥ 日頃からの準備

セーフ・フロム・ハームに関連する問題が発生してから対応したのでは、場当たり的になってしまい、迅速で誠実かつ十分な対応をすることができません。そのため、問題が生じた場合に、①どのような情報を、②誰に、③どんなルートで伝達し、④どんな対応するのか等を、日頃から確認し、備えておきましょう。

## （2）事態の程度に応じた対応

セーフ・フロム・ハームに関連する問題になる出来事は、多種多様であり、その程度も様々なものが想定されます。問題の程度毎の対応として、以下も参考にしてください。

### ① 比較的軽微な事態の場合

問題が比較的軽微な場合は、隊や班、組の中での話し合いなど、現場の指導者において対応することができます。

例えば、スカウトによる言葉や表現が不適切な場合は、指導者が適切な指導をすることによって対応できます。その言葉や表現がなぜ、不適切なのかを考える機会を設けたならば、セーフ・フロム・ハームに対する理解が深まるでしょう。

指導者間や指導者と保護者の間にセーフ・フロム・ハームに反する問題が起きた場合でも、軽微なものであれば、現場で対応することができるといえます。当事者の言い分を聴き取り、不適切な言動、誤解、謝罪・反省すべき点、今後必要な対応などを明らかにして、相互に理解を得ることで解決できると考えられます。

### ② 軽微とはいええない事態の場合

問題によって、当事者の対立が深まっている場合や当事者が多数に及んでいる場合、傷害結果や損害を生じている場合などは、現場の指導者だけでは対応が困難であると考えられます。

このような場合、団委員長や地区コミッショナー等の関与を求めるほか、必要に応じて日本連盟の相談窓口を利用しましょう。

### ③ 重大な事態の場合

問題が、もはや犯罪行為にあたる場合や、犯罪行為にあたると疑われる場合、死傷者が出るなど、重大な結果が生じた場合、多額の損害が生じた場合などは、当事者や現場担当者による対応ではなく、組織的な対応が必要になります。

直ちに日本連盟相談窓口へ連絡し、場合によっては弁護士等の専門家のアドバイスを求めてください。対応を誤ると取り返しのつかない事態に陥るおそれがあります。

## 2. 解決の糸口（傾聴の態度と心構え）

セーフ・フロム・ハームに関連する問題の解決には、当事者からの聴き取りをすべき場合があります。当事者からの聴き取りによって、事実関係を把握することができ、事態の解決の糸口を見出せる可能性があるからです。

話しを聴き取る際の注意点は、次のとおりです。

### （1）被害を受けた方からの聴き取りの場合

セーフ・フロム・ハームに関連する問題が生じた場合、事実確認、対応、原因分析、再発防止などのため、被害を受けた人からの聴き取りが必要になることがあります。

被害を受けた人が、話しをしやすい環境で聴き取りをしましょう。適切な場所で、2人程度の少人数で聴き取りをし、必要に応じて休憩をとる等の配慮をしましょう。2人で聴き取る場合は、1人が話を聴き、1人が観察しながらメモを取るとよいでしょう。

被害を受けた人からの聴き取りの場合、その人の気持ちに寄り添って話を聴くことが必要です。被害を受けた人は、場合によっては、忘れてしまいたいような経験を、思い出しながら、自らの口で第三者に話をしなければなりません。話をする事自体が負担であることがあります。そうした人に対して、好奇や疑いの態度で話を聴き取ると、その人をさらに傷つけてしまいます。質問をする際も、言葉遣いや口調に配慮しましょう。

スカウトからの聴き取りの場合、大人に迎合的な態度をとることもあるので、誘導にならないような質問をするようにしましょう。例えば、スカウトに対し「相手は赤い服を着ていた？」「男の人だった？」「背は高かった？」等と、答えになることを質問に組み入れて聞いてしまうと、スカウトは記憶と違っている場合でも「本当は、赤い服の男の人だったのかな」と思って、記憶に自信が持てなくなったり、質問に相槌を打ってしまうようなことがあります。質問するときは、「どんな人だった？」「どんな服装だった？」「その人は何て言ったの？」「それからどうなったの？」と、5W1Hを用います。特に重要な事実については、このような配慮が必要です。

また、聴き取るべきポイントをあらかじめ整理する等して、聴き取りの時間が長時間にならないように配慮しましょう。

聴き取った話が無用他人に知られることがないようにする等の配慮が必要です。被害を受けた人が他人に知られることを気にしている場合は、「プライバシーに配慮します」等と一言添えるとよいでしょう。

メモを取る際は、なるべく話し手の表現、言葉をそのまま記録し、聴き手の先入観や評価が入らないようにしましょう。

話の聴き手は、被害弁償や謝罪等について、断定的判断をしたり、被害を受けた方と勝手な約束を取り交わしてはいけません。

## (2) 加害者側の聴き取りの場合

事実確認、対応、原因分析、再発防止などのため、加害者側の聴き取りも必要になることがあります。

加害者側の聴き取りの場合でも、話をしやすい環境で、聴き取るべきポイントをあらかじめ整理する等、被害を受けた人の場合と同様の配慮をすべきです。また、聴き取り内容を記録しておきましょう。

加害者側の言い分も、しっかりと聴き取る必要があります。加害者側に反省や謝罪を促す必要がある場合でも、まずは、加害者側の話を傾聴してください。自分の話を聞いてくれない人の意見やアドバイスには、反発してしまう可能性があります。

## (3) 無理な要求への対応

問題となっている事柄の当事者が、理不尽で無理な要求をしている場合（例えば、子どもの経験や能力を無視して「うちの子を班長にすべきだ」等という保護者の主張）でも、聴き取りの手法としては、話をしやすい環境で、聴き取るべきポイントをあらかじめ整理する等、すでに述べた方法で対応すべきです。

無理な要求に対しては、相手の勢いに圧倒されないことがないように、特に冷静に対応し、聴取した内容を正確に記録しておくべきです。また、無理な要求に対しては、あいまいな返事はせず、きっぱりと断りましょう。

## 3. 犯罪行為への対応

スカウト活動において、犯罪が発生するようなことは考えにくいところですが、万一の場合の対応について考えましょう。

### (1) 犯罪の種類

身近に起こりうる犯罪として、次のようなものがあります。

- ① 人の物を盗む行為 → 窃盗罪（刑法235条）
- ② 脅してお金を奪う行為 → 恐喝罪（刑法249条）
- ③ 他人の物を取り上げて壊す行為 → 器物損壊罪（刑法261条）
- ④ 人を叩いたり殴ったりする行為 → 暴行罪（刑法208条）
- ⑤ 人を叩いたり殴ったりしてケガをさせた場合 → 傷害罪（刑法204条）
- ⑥ 自動車の運転により人をケガさせた場合 → 過失運転致死傷罪（自動車運転致死傷法5条）
- ⑦ 13歳以上の男女に強いてわいせつな行為をした場合 → 強制わいせつ罪（刑法176条）
- ⑧ 公然と人を侮辱する行為 → 侮辱罪（刑法231条）
- ⑨ 人の名誉を棄損する行為 → 名誉棄損罪（刑法230条）

### (2) 犯罪被害に遭ったと考えられるとき

犯罪行為があったと考えられる場合の対応方法は、次のとおりです。被害者の安全確保を最優先し、警察に協力します。

#### ① 被害者の立場

- a. 安全確保、傷の手当て
- b. 警察への被害の申告

- ・ 犯罪の被害に遭った場合は、直ちに警察へ被害の申告を行いまし

- よう。
- ・ 安全確保や証拠保全の効果が期待できます。
- c. 事実関係の把握
  - ・ 事件の日時・場所、経緯、内容
  - ・ 加害者や保護者の氏名、住所、年齢、性別、連絡先
  - ・ 被害状況(医療機関で診断書を取得、目撃情報の収集、写真撮影)、損害額
- d. 弁護士への相談、弁護士の選任
  - ・ 具体的な事案における対処法や証拠保全等について、専門的なアドバイスを受けることができます。
- e. 地区や団、日本連盟へ報告する

## ② 加害者側の対応

- a. 被害者の安全確保
- b. 事実関係の把握
  - ・ 事件の日時・場所、経緯、内容
  - ・ 被害者・保護者の氏名、住所、年齢、性別、連絡先
  - ・ 加害者側に有利な事実の収集、加害者の被害状況の確認
- c. 謝罪・被害弁償
  - ・ 弁護士のアドバイスのもと、適切な方法で行う。
  - ・ 加害者が被害者と無理に接触すると、さらなるトラブルのもとになるため、弁護士が立ち会わない状態で直接接触しない。
- d. 弁護人を選任する

## ③ 団・地区の対応（危機管理マニュアルに従う）

- a. 事実関係の把握
  - ・ 事件の日時、場所
  - ・ 加害者や被害者、保護者の氏名、住所、年齢、性別、連絡先
  - ・ 事件の経緯・内容
  - ・ 類似事件発生の有無
- b. 謝罪・被害弁償
  - ・ 弁護士のアドバイスのもと、適切な方法で行う。
- c. 捜査に協力する
- d. 日本連盟に報告する
- e. マスコミ対応

## 4. 「相談窓口への相談・もしもの時」

もしもの時のために、日本連盟では相談窓口を設置する予定です。日本連盟から各県連盟および地区と連携して問題解決の方法を検討します。

### 問題発生から解決までの連絡調整・手順

- ① 問題が発生した場合、当事者は近くの成人（第三者）に報告し、そこでできるだけ正確な情報を伝えます。報告を受けた指導者は、その情報を把握し記録を作成します。また、暴力が確認できた場合は、近くの指導者はその場でとめる必要があります。
- ② 当事者から報告を受けた近くの成人（第三者）は、情報を共有します。
- ③ 情報を受けた指導者は、情報記録を各県連盟事務局、地区コミッショナー、県連盟コミッショナーに報告します。コミッショナーへの報告が困難な場合であれば、直接、日本連盟相談窓口にご一報ください。
- ④ 本連盟相談窓口では、対処方法、手順などについての助言を行い、保護者、警察、都道府県所属の子ども家庭センター（児童相談所）への通報等を指示する場合があります。

なお、子どもの人権問題を扱うNGO、警察、市区町村役場の児童福祉課、都道府県の子ども家庭センターに電話で「虐待を発見した場合」の対処方法・通報手順について、事前に問い合わせしておくことも重要です。

※ 児童虐待防止法6条には「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」は速やかに福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならないと定めています。児童相談所への通告は制限なく誰でもができるものです。



## ◆「セーフ・フロム・ハーム」をさらに、よく知るために◆

## 1. 「セーフ・フロム・ハーム」のはじまり

国連では、1959年「児童の権利宣言」が採択され、子どもは子どもとしての権利を持つことが宣言されました。その後、1989年、国連総会にて「児童の権利に関する条約」が採択され、1990年 第32回世界スカウト会議において各加盟国が、政府に対し「児童の権利に関する条約」の批准を求める決議をしました。

2002年 第36回世界スカウト会議において、「Keeping Scouts Safe From Harm」(スカウトたちを危害から守る)が採択されました。

世界スカウト機構は「よりよい教育の提供と危害のないスカウト活動」をめざし、「セーフ・フロム・ハーム」を定めています。

日本連盟では、平成28年度に「セーフ・フロム・ハーム」の導入を決め、平成29年度から本格的に登録時にeラーニング、各種研修を行い、スカウト活動中のプログラムでも「セーフ・フロム・ハーム」を実施することで、より質の高いスカウト運動を目指しています。

## (1) 児童に関する権利条約

この条約は、子ども(18歳未満の児童)の基本的な人権を国際的に保護するために定められたものです。世界のすべての国々で困難な状況の下で生活し、特別な配慮を必要とする子どもがいることを前提にして、国際人権規約が定める基本的な人権を、その生存、成長、発展の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの立場から、その生存、発達、保護、参加という4つの大きな見地から実現、確保しようとするものです。「児童に関する権利」として条約が認めているものは、概ね以下の13項目になり、1条から40条まで規定されています。

それは、

- ① 人種、皮膚の色、性別、言語、宗教その他にかかわらず、いかなる差別も受けない権利
- ② 固有の生きる権利
- ③ 健康を享受し、治療を受ける権利
- ④ 社会保障を受ける権利
- ⑤ 教育を受ける権利
- ⑥ 年齢に達した遊び及びレクリエーション活動を行う権利
- ⑦ 文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利
- ⑧ 自由な方法で情報を伝え、様々なことを知る権利
- ⑨ 自らの思想、良心、宗教の自由
- ⑩ 名前、国籍を持つ権利
- ⑪ 父母を知りかつ父母によって養育される権利
- ⑫ 不法に国外に移送されない権利
- ⑬ 自分に影響のある全ての事項について自由に意見を表明する権利

などです。

その後、国連総会では〈児童の権利に関する宣言〉の採択20周年を記念して1979年を**国際児童年**と決めました。

日本では、1994年に「児童に関する権利」条約の批准・公布がされ、国内での法的効力が認められることになりました。

## (2) 児童・子どもの権利に関する注意

児童・子どもが権利の主体であることと、児童・子どもが大人の指導を受けながら生育して行くべき存在であることは矛盾するものではありません。

児童・子どもは社会生活において必要な知識や常識を十分に持っていません。児童・子どもが的確な判断、行動をするためには、大人からの教育や指導を受ける必要があることはもちろんです。

だからこそ、児童・子どもには教育を受けさせ、広く知識や経験を得る機会が必要になります。それが児童・子どもの権利なのです。

児童・子どもは権利の主体であり、保護すべき存在であるとしても、大人による適切な教育・指導・監督・監護が必要であり、時には適切に叱責・注意することも必要とされます。

## (3) 日本における導入の経緯

ボーイスカウト日本連盟では、2010年の第15回日本ジャンボリーにおいて大会本部要員サービス部が、「チャイルドプロテクション（スカウトを危害から守る）方針」の説明と同意書提出を大会本部要員の研修の一つとして取り上げました。

さらに2011年3月には、「チャイルドプロテクション」に関する通達が日本連盟コミッショナー名で配信され、成人指導者に対してチャイルドプロテクションの重要性の周知、ならびに成人指導者研修での参加者への意識喚起等の取り組みについて明示されました。

そして、2013年第16回日本ジャンボリー／第30回アジア太平洋地域スカウトジャンボリーでは、青少年や成人が大会の目標により良い環境で取り組める大会とするため、様々な危害をなくした環境をめざし、セーフ・フロム・ハームの事前研修が取り入れられました。この事前研修では参加隊指導者、大会運営スタッフ、国際サービス要員（IST）を対象に虐待についての対処の仕方をeラーニングにより行われました。

そして2015年、日本で開催された第23回世界スカウトジャンボリーでも18歳以上のISTや大会運営スタッフに対して、eラーニングによるセーフ・フロム・ハームの修了が義務付けられました。

2014年10月には、パブリックコメント募集とシンポジウムを開催しました。

2015年、「思いやりの心を育む教育」の取り組みの実行に向けての推進と具体的な施策を開始し、ガイドラインを作成しました。スカウティング誌5月号にガイドラインを同封しこれを熟読の上、登録証と併せて携帯することとしました。

2016年、パンフレット「セーフ・フロム・ハーム～思いやりの心を育む教育～より良き理解のために」を配布し、スカウティング誌5月号に特集記事を掲載しました。

## (4) チャイルドプロテクションとの違い

「チャイルドプロテクション」では「児童の権利に関する条約」を基に18歳未満の青少年を対象として虐待（Abuse）として“いじめ”、“身体的虐待”、“心理的虐待”、“性的虐待”、“ネグレクト（無視）”、“搾取（児童労働）”を問題とし虐待から子どもを守ることに重点を置いています。

これに対し「セーフ・フロム・ハーム」では虐待（Abuse）として“いじめ”、“身体的虐待”、“心理的虐待”、“性的虐待”、“ネグレクト（無視）”、“搾取（児童労働）”は様々な状況で起こり得るものとして、スカウトと成人の間、スカウトとスカウトの間、成人と成人の間の問題であるとしています。そして、WOSMならびにアメリカ

連盟、イギリス連盟、アイルランド連盟等では、虐待を防ぐための教育的プログラムとしての意味合いが強調されています。そして、虐待とは何かを具体的に学ぶとともに、そのような場面に遭遇した場合どのように対処すべきかについて学習できるようなプログラムが提供されています。さらに、アメリカ連盟やイギリス連盟では虐待を発見したときの対処の仕方・虐待を防ぐための行動基準や虐待したと疑われないための行動基準をも明示しています。

「チャイルドプロテクション」はスカウトと成人との間に起こりうる虐待などの危害からスカウトが守られていることですが、これに対して、「セーフ・フロム・ハーム」はスカウト同士、成人同士も含み、チャイルドプロテクションを包括するものです。

## 2. 外国連盟のセーフ・フロム・ハームの取り組み

スウェーデン連盟は、研究を重ね、予防手続きとして、セーフ・フロム・ハームのeラーニングを実施し、これは加盟登録する指導者の義務となっています。2011年の22WSJではホスト国として、“Keeping Children Safe From Harm”の会議が開催され、この問題の重要性が再認識されるとともに、参加するISTメンバーに教育プログラムが実施されました。

アメリカ連盟は、この分野において20年以上の歴史と実績があり、「家庭との協働」を重要な方針としています。

スカウト活動に関わるすべての成人は、BSAユースプロテクショントレーニングを受講しなければ登録することができません。そして2年毎に再受講し登録を更新します。

オーストラリア連盟は、法律に基づき3年サイクルで認定を行っています。法律は全ての青少年団体に義務付けられており、指導者はトレーニングを受け、警察で犯罪歴照会を受けて更新しないと資格を失います。

イギリス連盟は、ネグレクト、肉体的・性的・精神的危害から守ることにより全ての加盟員の福祉を保護することを方針として、「イエローカード」（成人指導者向け）、「オレンジカード」（未成年指導者・奉仕者向け）などを指導者全員に義務付けています。

## 3. セーフ・フロム・ハームとは

自分自身と周りの人々を危害や危険から守ることを学ぶことが、セーフ・フロム・ハームです。

### ・スカウトに対して・・・

スカウトの年代によって、理解すべき内容や対処の方法が異なることを考慮し、それぞれの年代で学ぶべき方法をこのガイドブックで提示しています。そして、セーフ・フロム・ハームに取り組むことにより、他の人々への「思いやりの心」を育成し、人格・品性を高めます。

### ・指導者は・・・

「ちかい」と「おきて」の実践を基盤として、自ら、常にコンプライアンスチェックをして、スカウト教育に関わることで、そして「思いやりの心を育む教育」を展開します。

### (1) セーフ・フロム・ハームの言葉の意味

「ハーム」とは、(精神的、肉体的、物質的な)害、傷害、危害のことであり、「セーフ・フロム・ハーム」とは「様々な危害から常に安全な状態にいる」ことです。すなわち、教育において最も安全で安心できる環境を提供することなのです。スカウト

運動の教育においても、その安全な環境を高く維持することで、社会からの信頼を得、保護者の方々にも安心して子どもたちを託して頂けます。

## (2) 「ハーム」(危害)として考えられるもの

いじめ、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト(無視、放置)、搾取(児童労働、強奪、恐喝)などの危害(harm)があります。

### ・いじめ

ある子どもに対して、一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。いじめには、殴る、蹴る等の身体的苦痛を伴うものや、相手の嫌がる言葉をあびせる、無視する等の精神的苦痛を伴うものの他、インターネットやSNSを通じた間接的ないじめがあります。

### ・虐待

身体的虐待とは、体罰や厳しすぎる叱責をするときに起こります。

心理的虐待とは、絶え間なくあざけりを受けたり、無視されたり、責められたり、自分以外の者と否定的に比べられたりすることです。

性的虐待とは、だましたり、圧力をかけたり、脅かしたり等をして、性的な行為に無理やりに巻き込むことです。

### ・ネグレクト

子どもの保護・養育に責任ある大人が、無関心や怠慢などから、可能であるにも関わらず食事や衣服を与えなかったり、戸外に放置したり、必要な治療を受けさせなかったりすること。

### ・搾取

児童が労働者として働かせられ、また他の者の利益目的の行動をさせられるときに、起きるものです。児童の健康、教育、発育に悪影響のある行動が搾取に該当します。児童労働や、児童買春といった事柄があてはまり、ポルノグラフィーの素材に子どもを関わらせること等があります。

## (3) 思いやりの心を育む教育

学校教育においては、思いやりを育む教育のために留意することとして、社会上の決まりを守ること、善悪の判断ができること、人間としてしてはいけないことを知ること、などを示していますが、幼児から児童にかけての成長の度合いや脳の発達は一人ひとり様々であることを十分に理解して対応しながら、しっかりと対応する必要があります。

一般的に、幼児期から児童期にかけての脳の発達は、身体的運動との関係も大きく、歩いたり走ったりするという単純な行動でも、脳を刺激し、心の発達にも大きな影響を与えているといわれています。

(参考:文部科学省発行「心のノート」「私たちの道徳」参照)

## ● 考えてみましょう

### 【事例】

例えば、幼稚園や小学校の園舎や校舎内の廊下、あるいは、ボーイスカウトのハイキング中の道路などで、園児や児童、そしてスカウトが危険を顧みずに走り出す光景を見かけることがあります。その時皆さんは、どのように判断して、どんな指示をべきだと考えますか？

### 〈解説〉

社会生活上必要な決まりを知り、また、人間としてしてはならないことがどのようなことであるのかについて、幼児や児童のそれぞれの年代に応じて助言や指導を行うのは大人の役割ですが、過度の指導は、自ら考え、自ら行おうとする子どもの自立心の芽生えを遅らせるかもしれません。上記の事例を考える場合、指導者としては、事前にしっかりと走ってはいけないことを説明し、もし走った子どもがいた場合には、大声で注意したり、約束を守らなかったことをきつく叱ることも必要でしょう。いづれにしても、一人ひとりの発達状況を常に観察し、一人ひとりの発達を妨げないような指導と助言が望まれます。

ボーイスカウトのプログラムは、主に野外で展開することを前提に構成されますので、危険な場面での対応には特に気をつけなければなりません。スカウトが萎縮したり、将来にまで禍根を残すことのないように、日頃からさまざまな場面での体験訓練を行うことが必要でしょう。

近年、学校関係者などが積極的に学ぼうとしている” Anger Management Study” (怒りを鎮める6秒間訓練)を取り入れることも思いやりを学び、学ばせるための多くのヒントを得ることができるかもしれません。

スカウトの教育の方法は、スカウト自らが考え、仲間同士の話し合いと行動によって次の展開を見出すことにありますが、助言者としての指導者が気付かないところでのトラブルも少なくありません。活動中のいさか이가大げさになり、スカウトとスカウトの対立に発展することも一つの成長のためのプロセスとして見守ることも大切ですが、とても危険な、いわゆる”いじめ”については断固とした措置をとらなければなりません。

特に、いじめの内容については、幼児期から児童期には暴力的内容、すなわち身体的虐待などが多いのですが、少年期に至るにしたがって、暴力が表面化する状況は減少し、無視、デマを流す、などの精神的虐待やコミュニケーションが介在する事案、そして、セクシャルハラスメント問題も目立つようになります。

学校生活の中では、ホームルームや児童会、道徳の時間、あるいは、各学校生徒代表による”いじめ防止の発表会”などの行事が開催され、児童生徒自身がいじめに気づき、協力し合っていじめをなくそうと工夫をしておりますが、学校生活の中でのみ解決できるものではありません。

学校、家庭、地域の連携協力はもちろんのこと、ボーイスカウトなどの活動を通してスカウト同士のいじめのない世界を構築することが重要です。

## ● 考えてみましょう

### 【事例】

隊長が、キャンプファイアの準備を一つの班で行うことを伝え、準備状況を見守っていたのですが、新人スカウトが仲間外れにされているらしいことに気づきました。

気になった隊長が、班員に確認をしましたが、スカウトたちは誰もそんなことはない、と答えるばかりでした。このような状況に接した指導者、あるいは先輩スカウトはどうすればよいでしょうか。考えてみましょう。

#### <解説>

この事例の段階では、いじめの様子は見いだせないが、些細な事柄から次第にエスカレートして、いわゆる継続的ないじめ行為を引き起こすことも多く、いじめの芽はいつでも、どこにでもあることを忘れないようにしたいものです。

新しい仲間がスムーズに参加できるためには、仲間同士の思いやりの心が大いに影響することも自明です。班長や次長に、みんなで一緒に行動することを指示するのは正しいのですが、それ以前に、なぜ一緒に行動することが大切であるかということに気づかせるための助言が望まれます

また、新人スカウト以外のメンバーについても、日頃から仲間や上級生、あるいは学校関係者や家庭との情報交換などを密にすることもいじめを早期に防ぐ手だてとなります。そして、万が一、不安な状況を確認した場合には、一人で悩むことなく、いち早く解決のための手段を講じる必要があります。

スカウトとスカウトの間でのトラブルについては、被害を受けていると気づいたスカウトが指導者や保護者にしっかりと状況を伝えることがルールであることを学ばせることも大切です。

また、ベンチャースカウトやローバースカウトは、他部門のスカウトたちから知らされたり、あるいはいじめを目撃した場合は、行為を直ちに中止させると同時に、状況をメモし、指導者に的確に報告する必要があります。

#### <参考>

班などのグループ内のメンバーの、誰と誰が仲良く行動したり作業をしているか、あるいは、誰と誰はあまり一緒に行動していないか、などのパターンを定期的に観察、記録することによって、グループ内の友達関係の変化に気づき、孤立気味なメンバーを早めに見出すこともできます。

### (4) スカウトと指導者の関係

指導者は、スカウトの前では模範的なふるまいを心掛けます。スカウトの行動に影響を及ぼすような言動や服装について注意をする必要があります。

スカウトに対して、圧迫感や恐怖心を与えることのないように、常に、自らコンプライアンスチェックを行う必要があります。

#### ● 考えてみましょう

##### 【事例】

隊集会までに指定したロープワークを、班集会を行って班員全員ができるようにしておくことが班長会議で決まっていたのですが、A班だけができていなかった。隊長はどのような行動をとるべきなのでしょう？

#### <解説>

スカウトへの指導は、叱ることではなく、成長させることを考え行動することです。

指導者は、圧迫感や恐怖心を与えないこと。また、他のスカウトとの比較をする

ような発言、叱り方はしないこと。そして、1対1の環境をつくらないことです。

スカウトの話聞くこと、そして、なぜできなかったのかという問題点に対して、指導者全体で考え、スカウトと指導者全員が共通した認識をもつことが大切です。スカウトとのコミュニケーションをとりながら、報告・連絡・相談のできる環境をつくること。

#### (5) 指導者と指導者・保護者の関係

指導者と指導者又は、指導者と保護者の大人同士の関係の中でも、「ルール」と「マナー」を守り、「ちかい」と「おきて」の実践を基盤に、成人そして社会人としての常識ある発言や行動をとること、保護者や周りの成人から、信頼される指導者になることが大切です。

#### ● 考えてみましょう

##### 【事例】

ボーイスカウト隊の隊長は、隊長在籍年数も長いベテラン隊長です。その上、ワンマン隊長であるので、リーダー会議は一切行わず、自分の判断で活動計画やスカウトへの指導を行っています。保護者会も開催していません。副長など他の指導者は、隊長より年齢も若く、経験も少なく、特に、副長の1人は女性指導者で、隊長から話しかけられることもなく、また意見や考えをとりいれられることもありません。むしろ、隊長から批判的発言があります。現在、特に大きな問題は発生していません。団委員長として、団組織の全体を考えた上で、この隊長に向けて、どのような対応をしますか？

##### <解説>

現在、問題が発生しているわけではありませんが、発生させないためにも指導者の質をあげる必要があります。単に役割を代わっていただくのではなく、指導者全体で教育の質をあげることを、団委員長として考える必要があります。

団としては、「成人のライフサイクル」に則って、本人に適した役務を依頼すること。

また、全指導者が役務を遂行できるように、相互の支援、団からの支援を行うことが必要です。年齢や男女の差別をなくし、素直に意見を聞ける真摯な姿勢を持つことが指導者として大切です。また、隊長として保護者に対して、スカウト活動を理解して頂くことは責務であり、円滑な隊運営やスカウトへの指導を行うためには、しっかりとコミュニケーションをとる必要があります。

#### 4. スカウト「思いやりの心を育む教育」の取り組み

文部科学省などの提案により、各県や市町村では、教育委員会、警察、児童相談所、自治会代表、あるいは青少年育成団体などと共同で、“いじめ防止基本指針”などを策定して、いじめの根絶に努力をしていますが、まだまだ未然に防ぐ力にはなっていないようです。こうした地域ぐるみでの対策が検討される際には、ボーイスカウトの指導者の方も積極的に参加して情報の共有と交換をすることによって解決への糸口が見いだせるかもしれません。

学校においては、道徳の時間などで“思いやりを育む教育”を展開しておりますが、限られた時間に、しかも教科書の単元を中心に進めざるをえないこともあり、一人ひとりの思いに至る状況を作りにくいことに教師自身も<sup>じくじ</sup>忸怩たる思いを抱いていることも忘れてはならないでしょう。

ボーイスカウト運動は、ちかいとおきてを通して、またそれ以前の人としてなすべきことの大切さを、実際の生活体験やプログラムを通して体得できる数少ない教育運動なのです。

## (1) 相手の気持ちを思いやる

私たちはお互いに助け合うことによって、良好な人間社会を構築しています。一人よがりや、良好な人間関係を崩し、様々な弊害をもたらすことは常識といえるでしょう。したがって、セーフ・フロム・ハームを理解し、学ぶためには、相手を思いやる心を身につける必要があります。

### <解説>

日常のスカウト活動のプログラムで学んでいることですが、セーフ・フロム・ハームのために、以下のような内容をしっかりと学び合う必要があるでしょう。

### ビーバースカウトやカブスカウト年代でのセーフ・フロム・ハーム

例えば、ビーバースカウトやカブスカウトの年代では、友達と仲良くし、助け合うことを学ぶことによって、相手を思いやる心が芽生えます。また、ウソをついたり、ごまかすことをしないことを学ぶことができるのもこの年代でしょう。動植物に優しい心で接し、命の大切さを学ぶこともできます。みんなで使うものを大切にし、お世話になっている人々に感謝することも学ぶことができる年代です。また、友達の気持ちを思いやることで、お互いの約束を守り、さらに社会のきまりを守ることの大切さを学ぶこともできます。カブスカウト年代では、いじめたり暴力をふるってはいけないこと、ともだちのいやがることをしてはいけないこと、他人のものを無理やり手に入れようとしないことなども学ぶことができます。

### ボーイスカウト年代でのセーフ・フロム・ハーム

思春期にはいった青少年では、いじめや暴力行為の様相が明確化し、その対応にも苦慮します。ボーイスカウト年代では、お互いに、話し合いの機会を積極的に活用しながら、セーフ・フロム・ハームを学びます。内容は、いじめや暴力行為をしないこと、相手や仲間が嫌がることをしないこと、知らない人とメール交換をしないこと、などについて理解し、対処法を学び合うこともできるようになります。当然、指導者による、適切な助言が期待されます。また、実際に、危険な目にあったり、目撃した場合に、いち早く上級班長や隊長、あるいは保護者に伝える方法についても学ばなければなりません。

### ベンチャースカウト、ローバースカウト年代でのセーフ・フロム・ハーム

この年代は、セーフ・フロム・ハームについての理解も深まり、お互いに、内容を把握し、危険に遭遇しないための配慮について学び合うことができます。特にこの年代で知るべき内容の例は以下の通りです。

#### ・ 基本的な人権としての個人の尊厳の大切さ

いじめ、虐待、暴力の当事者にならず、また、違法(危険)薬物の使用も絶対に避け、これらの状況についての仔細なことも見逃さない。

セクシャルハラスメントについての仔細なことも見逃さない。

他人から不適切と思われる態度や言動をしない。

活動や遊びの中にあっても、年少者に不快感を与えるような、あるいは思わせるような言動や行為をしない。

そして、自分の周囲での異変や危険に気付いたり、情報を得た場合には、可能な限り情報共有の努力をするとともに、直ちに指導者に伝えることを学ばなければなりません。発生した事態の前後の状況把握の正確さを保つためにも、緊急の事例以外は、個人的判断を控えるべき場合があることも学ぶ必要があります。

## (2) 自分自身を人的危機から守る方法を学ぶ

子供達を人的危害から守るためには、その保護と安全のためのルールをつくり、そのルールを大人が守るだけでなく、子供達自身にも説明することができ、子供達自身も自分の身を守る方法を身につける必要があります。

### ● 考えてみましょう

#### 【事例】

「いじめと思われる状況に遭遇したら、早い時期に隊長に話してください」と、子ども達と約束していた隊のあるスカウトが、ある時、隊集会の直前に『いじめられている』と訴えてきた場合、あなたならどのような対応をするでしょうか？

#### <解説>

一人ひとりの子供の日常の様子を把握していれば、その時、どのような状態で自分のことを伝えようとしているのかの様子の違いもあり、隊長などの大人の接し方は異なるでしょうが、多くの場合、切羽詰まったの行動である場合が一般的であり、聞き手としての大人は何としても誠意を持って聞いてあげることが必要でしょう。スカウトにとっては、この時しかないのかもしれないという思いで接することが望まれます。

そして、子ども自身も身を守るための知識と力をつけるためには、以下のような学びが必要です。

1. スカウトは、危険予知、危険回避の方法について学びましょう。
2. スカウトに、自分自身が安全で安心して暮らす権利や参画の大切さについて考える機会を提供しましょう。
3. スカウトに、年代にあったセーフ・フロム・ハームを提供しましょう。
4. そして、相手を思いやる、「思いやりの心」を学びましょう。
5. 危険は、いち早く近くの大人に伝えるようにしましょう。

#### <参考>

##### 「いじめの連鎖(外傷性転移)」

いじめられている子供が加害者にはかなわないために、優しくしてくれる友達や家族、あるいは小動物などをいじめる側に回るような行為をいじめの連鎖などという場合があります。

早めにいじめの芽を摘む、すなわち子供自身が早めにいじめを断ち切るための行動に出ることが大切です。



## セーフ・フロム・ハーム ガイドブック (稿本)

---

平成28年 月 日

作成 「セーフ・フロム・ハーム」・安全委員会

発行



公益財団法人

**ボーイスカウト日本連盟**

〒113-0033

東京都文京区本郷 1-34-3

電 話 : 03-5805-2634 (教育開発部)

ファックス : 03-5805-2908

E-mail : [program@scout.or.jp](mailto:program@scout.or.jp)

---